

鏡石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

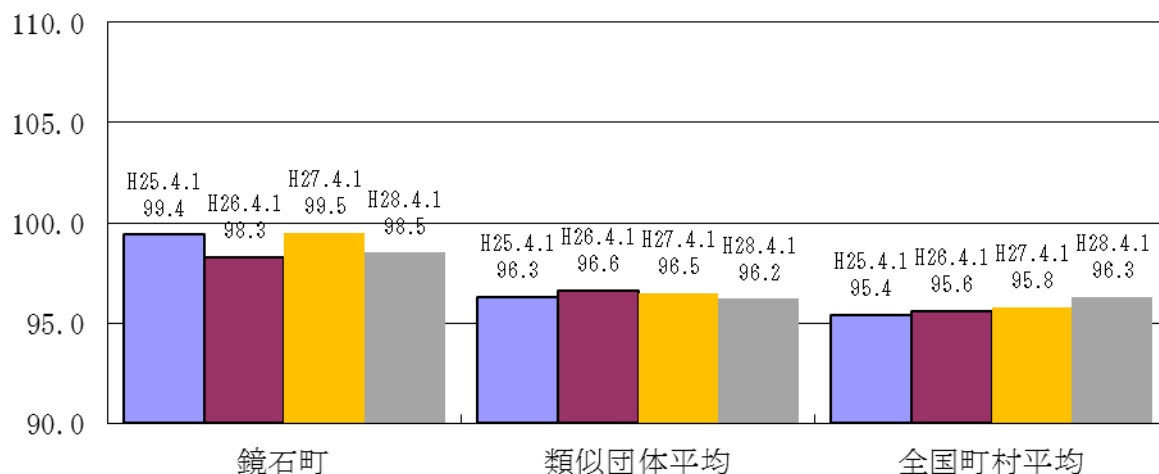
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 12,876	千円 6,111,234	千円 94,873	千円 834,311	% 13.7	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 93	千円 356,966	千円 62,296	千円 134,234	千円 553,496	千円 5,952	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

鏡石町では人事委員会を設置していないので、記載しない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由）

（給料表の改定時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、福島県に準拠し平均1%引下げ、若年層については引上げを行い、高齢層を中心に最大3%程度引下げを実施。
激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

鏡石町では地域手当を支給していない。

③その他の見直し

単身赴任手当について、福島県に準拠し見直しを実施。
管理職特別勤務手当について、福島県の見直し内容に合わせて手当の新設を行った。
（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鏡石町	42.5 歳	320,689 円	361,322 円	345,141 円
福島県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	304,130 円	348,704 円	326,685 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鏡石町	55.9 歳	2 人	252,450 円	254,850 円	254,850 円	—	—	—	—
福島県	54.3 歳	243 人	356,000 円	397,364 円	373,969 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	6 人	289,076 円	305,697 円	296,962 円	—	—	—	—

③教育職（小・中学校（幼稚園））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鏡石町	39.8 歳	329,950 円	349,549 円
福島県	47.6 歳	405,500 円	447,537 円
類似団体	39.7 歳	285,473 円	305,576 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		鏡石町	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,700 円	188,400 円	176,700 円
	高校卒	148,700 円	153,200 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	137,900 円	150,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

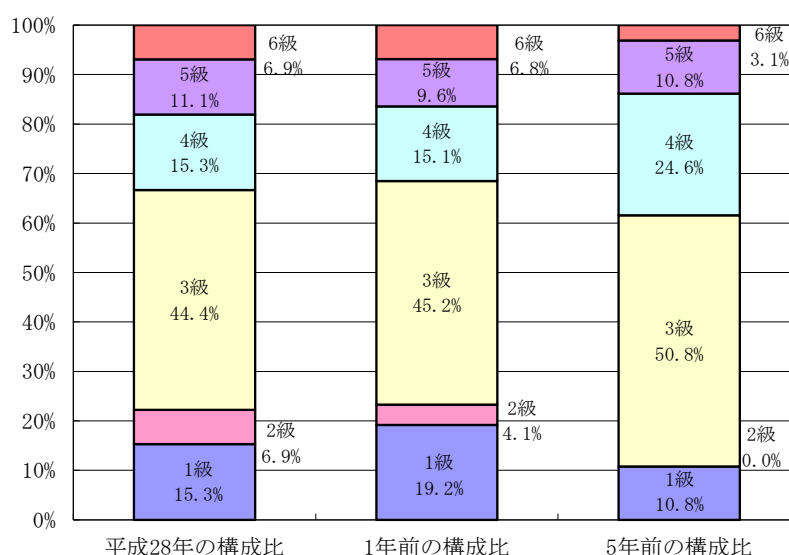
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,650 円	351,000 円	346,500 円	該当者なし
	高校卒	該当者なし	315,400 円	355,750 円	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	11人	15.3%	144,100 円	252,900 円
2級	副主査	5人	6.9%	195,800 円	311,100 円
3級	主査	32人	44.4%	232,600 円	358,200 円
4級	副課長	11人	15.3%	267,000 円	393,300 円
5級	課長	8人	11.1%	294,200 円	404,900 円
6級	参事	5人	6.9%	325,800 円	424,100 円

- (注) 1 鏡石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	鏡石町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鏡石町		福島県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,449千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,718千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中ににおける運用	鏡石町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

鏡石町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額	
209 千円 18,543 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

鏡石町では地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当

鏡石町では特殊勤務手当を支給していない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	24,511 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	314 千円
支給実績(26年度決算)	22,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	291 千円

(注)職員1人当たり平均支出額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 1人(配偶者なし) 11,000 円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000 円	同じ	—	11,842 千円	232,196 円
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500 円以下 ・月額-9,500 円を支給 家賃月額が20,501 円以上 ・月額-20,500 円÷2+11,000 円を支給 (上限額 27,000 円)	一部異なる	(借家等職員) 家賃月額が23,000 円以下 ・月額-12,000 円 家賃月額が23,001 円以上 ・月額-23,000 円÷2+11,000 円 (上限額 27,000 円)	5,731 千円	318,367 円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が63,000 円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が63,001 円以上 ・相当額-63,000 円÷2+63,000 円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2km～80km 2,400 円～46,500 円 (上限額 46,500 円)	一部異なる	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000 円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001 円以上 ・一律 55,000 円支給 (自動車等利用者) 2km～60km 2,000 円～31,600 円 (上限額 31,600 円)	3,853 千円	78,622 円
管理職手当	支給額 ・課長×7% ・主幹×6%		国：職に応じて定額で支給	7,113 千円	323,315 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長 副町長	673,200 円 (739,900 円) 558,200 円 (591,300 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
			846,000 円／ 534,800 円 680,000 円／ 509,200 円
報 酬	議 長	296,100 円 (— 円)	354,000 円／ 243,000 円
	副議長	243,900 円 (— 円)	306,000 円／ 192,000 円
	議 員	225,900 円 (— 円)	288,000 円／ 175,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(27年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副議長 議 員	(27年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	673,200×在職月数×0.48	15,510,528 円 任期毎
	副町長	558,200×在職月数×0.29	7,770,144 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の括弧内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

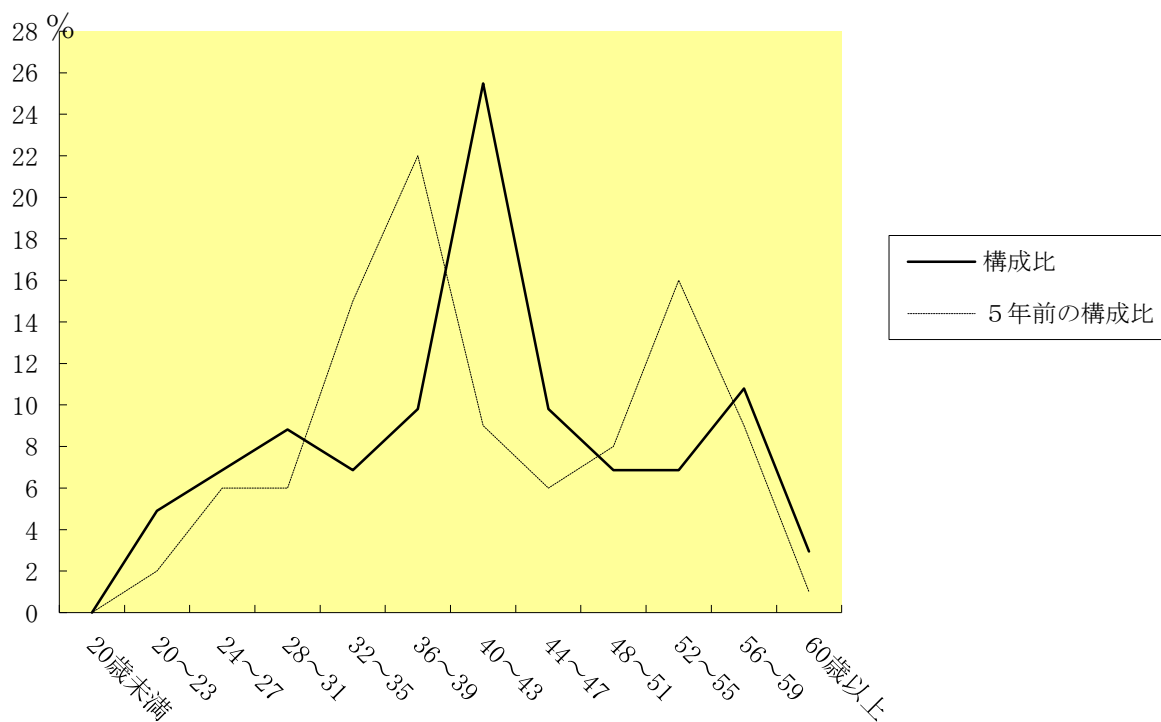
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成 27 年	平成 28 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	19	19		
		税 務	7	8	1	収納グループ増設による増
		農 水	7	7		
		商 工	1	1		
		土 木	9	9		
		民 生	15	17	2	衛生部門との課の分割による増
		衛 生	10	9	-1	震災対応業務規模縮小による減
		計	70	72	2	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 56.18 人
	教 育 部 門		16	16		
	小 計		86	88	2	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 68.66 人
公営企業等 会計部門	水 道 部 門		4	4		
	下水道部門		4	4		
	その他部門		6	6		
	小 計		14	14		
合 計			100 [123]	102 [123]	2 [-]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 79.59 人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 0	人 5	人 7	人 9	人 7	人 10	人 26	人 10	人 7	人 7	人 11	人 3	人 102

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	69	67	68	71	70	72	3 (4.3%)
教育	18	17	17	17	16	16	△2 (△11.1%)
普通会計計	87	84	85	88	86	88	1 (1.1%)
公営企業等会計計	13	13	12	14	14	14	1 (7.7%)
総合計	100	97	97	102	100	102	2 (2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。